

## 第115回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日 時：令和元年9月18日(水)15:00～17:00

2 場 所：中央合同庁舎第2号館 共用1001会議室

3 出席者

座 長 松尾 邦弘

江利川 毅

小野 勝久

梶田 信一郎

齋藤 誠

高橋 滋

南 砂

(総務省) 行政評価局長 白岩 俊

大臣官房審議官 山内 達矢

行政相談企画課長 砂山 裕

行政相談管理官 飯塚 雅夫

4 議 題

- ① NHKの受信契約の解約手続等の周知（新規案件）
- ② 金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一（新規案件）
- ③ 後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収（前回付議案件）

## 5 議事概要

事務局から、付議資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。主な質疑は以下のとおり。

### NHK の受信契約の解約手続等の周知（新規案件）

（松尾座長）

資料を読ませてもらったが、私個人としても分からないことが多い。

検討事項が少なくともあるという感じである。

いろいろご議論いただいて NHK サイドとの話し合いの時点において、もう少し国民の視点で分かりやすくできることが多々あるのではないかとというのが感想である。

皆さんのご意見をいただきたい。

（梶田委員）

NHK のホームページを見たが、私の検索の仕方が下手なのかも知れないが、なかなかこれに行き当たらない。具体的な問題をどういうふうに対応したらよいのか書いている部分に行き当たらないということがあった。

この間、租税特別措置の関係で税務署や関係省庁のホームページを見ると結構親切にいろいろ書いてある。それに比べると、短時間でうまくいかなかったが、どういう場合に解約の対象となるのかとか、免除対象になるか、あるいは手続を具体的にどうしたらいいのか、結局探せなかった。実際あるのかどうか知らないが、大変分かりにくいということがあるので、確かにこういうことでいろいろな問題が指摘されるのかという感じがする。

もう少し国民に親切に PR とかこういう手続みたいなものを分かりやすく紹介するよなものがあればいいのではないかと。ご不満をもたれるのももっともだという感じだ。

（小野委員）

全く、同じ意見である。

皆さんもご存知だったのかどうか。解約できるとか、確かに亡くなったりすれば、そこに住まないと、どうしようかということになる訳である。施設に入って空き家になっている状態になっている時に、こういうことを知らないのではないかと思うので、まずは、「こういう場合は解約できます」ということを、親切に国民に知らしめる努力をされたらどうかと思う。

（齋藤委員）

やはり、一般市民の方々がこういう場合にはこうできるということが分かりやすい形で提示されていない。

政府の方でもいろいろなところでワンストップ・サービスを進めている訳なので、そ

れに似たような形でもっと分かりやすいところに、先ほど梶田委員も指摘していたが、みやすいところにきちんと載せておくというのが第一ではないかと思った。

資料を読んだ限りでは、受信機を設置していたら受信契約をしなければならないとなっているが、今日の話では、受信機があつて本人もいるけれども、施設に入所したら、廃止というか放送受信契約を要しないこととなったときに該当するということを解釈として知った。そういう点も含めて、より分かりやすくする喫緊の必要性はあると考える。

(高橋委員)

基準もそうなのだが、届出をしないと解約できないという話になっている。届出の書式も分かりにくいとか、入手方法も難しいようなので、届出をしなければ効果が発生しないものであれば、事由が発生した時に直ちに入手できるように、きちんとホームページで様式をダウンロードできるようにしておくなど、いろいろな配慮がいるのではないかと思った。

届出の書式が非常に分かりにくいとか入手方法も難しいとかあるようなので、届出をしなければ効果が発生しないものであれば、事由が発生した時に直ちに入手できるようにしなければいけない。その辺も含めホームページにおいて様式をダウンロードできるようにしておくなどいろいろな配慮がいるのではないか。

(南委員)

だいたい同じだが、やはり、受信料を頂くのではなく頂かないという話なので、どうしても消極的な書きぶりになるのかなとは思う。

でも、だからこそ、きちんと書かないと信頼が得られないというのが本来の姿勢ではないかと思う。受信料をきちんと払ってもらうのであれば、なおのこと解約のことも支払と同様にきちんと書く必要があるということを感じする。

(江利川委員)

NHKの今後の対応は、「順次、見直していく」としているが、直ちにこれをやるという積極的な見直しが必要ではないか。

(小野委員)

同じである。もっともっとPRしてほしい。

(松尾座長)

例えば、受信機はあるけれどもどういう場合に払わなくてもよいケースになるのかとか、個別の判例はたくさんあるが、それ以前に、NHKはホームページやパンフレット等により周知しているとの説明ではあるが、問題は大きく分けて二つあるのではないかと思う。

一つは、NHK サイドが、ここに言う契約、解約あるいは停止などの基本的な契約事項に関わる事項について変化がある場合にどういう周知の仕方をしているのかということ。つまり、端的に言うと、それが、専門家じゃなくとも分かるのかという国民サイドで、これは書かれているのだろうか。何を国民に分かってもらいたいのかという NHK サイドのテーマの捉え方と表現の仕方が、まず、姿勢の問題といってもいいのだろうか、問われるべきかではないかと思う。ここまでたくさん問題が出てくると、まず、そういう視点でやっているのかと問いたい。

パンフレットとかホームページで周知しているとしているが、今まで何を周知していたのかと、また、それはどういう表現でやっていたのかと。それについては、それを見たりする国民サイドから見て、ずっと入ってくるような説明の仕方になっているのか、あるいは、説明事項が十分になっているのかと。まず、この点、問題としなければいけない大きな問題だろうと思う。

それから、もう一つは、姿勢の問題そのものかも知れないが、これだけ問題があると、やはり、いろんな問合せなりクレームなりが集金に行ったときに、集金の人にならっているのだという形でいっているのだろうと思う。

そういう国民サイドの受け取り方についての NHK サイドの姿勢とこれまでの対応とがどうだったのかと。結果的にこういう形になって、たくさん分からないことが出てきて、そのまま指摘事項が残ってしまうということになってしまわないか。

大きく分けて、内容の問題と、NHK の姿勢の問題という根本的な問題がもう少し問われていいのかなという感じがする。

これは、資料において、問題がたくさん入っているし、考えられる課題としてかなり重要な問題がずらっと並んでいるということであるけれども、その個々の問題と、今言ったような全体を見て、NHK としてどのように考えているのかと。公共放送で受信料という、言い方は的確ではないが、税金のように、国民に支払義務が生じていると。受信契約を担っているという、公共放送として、強力な基盤を持っているところが、このようなことでいいのかという感じがどうしてもする。

問の一つ一つもまた、この後で個別に、もう少しこういう表現にしたらいいのではないかという意見も含めてお願いしたい。まずは、そここのところの問題意識はどうか。

(南委員)

本当にこれは読んでみると元々の姿勢自体が透けて見えるというか、非常に上から目線というのを強く感じる。それこそが非常に大きな問題であるということで、ここでもまたこの件が問題になったけれども、おそらく個別の様々な対応で、こういった姿勢が出るのが少なくないのだろう。その結果がこの状況と言えなくもない印象がある。

ただ、パンフレットでの周知についても、どういうやり方で、と細かく入っていくと、先ほど梶田委員も言われたように、普通には検索できないが、調べて行くとどこかには書いてあるというようなこともあり得る。そういう場所を示して「このとおり周知して

います」と言うのかも知れないが、それでいいのかということを指摘しないとイケない。

(松尾座長)

該当ページにたどり着くまで6回クリック。そもそもこれ自体が苦手なのだが、2、3回クリックして諦めてしまう。むしろ、そういう人が普通なのではないのか。

(梶田委員)

NHKの画面を調べてみたが、見当たらない、免除という項目では書いていない。

先ほど説明のあったホームページやパンフレットで周知しているというのは、これは何を周知しているのか。

規約とか免除基準のように非常に抽象的な文言は確かに載っているけれども。

具体的には、役所によって違うけれども、非常に丁寧に、具体的な問題を挙げて、この場合にはこうする、というような形を出している分野もある。しかし、NHKの広報では、探してみてもなかった。受信料を払う立場に立って、どの程度までやっているのかというのもある。

(小野委員)

基本的には解約させたくないのではないかと。

それが、今まで持続してきた結果がこの事例ではないかと思う。

基本的にその姿勢を改めるのではないかと、平等であるべきではないかと。解約を勧めない、知らせめないというのはどうかと思う。

このため、その辺については、先ほど座長が言われたように姿勢の問題が問われてしかるべきである。

(事務局)

少し、NHKのホームページについて補足すると、受信料の窓口では、受信契約についていろいろ記載されているが、そもそものところで、解約、死亡、相続、社会福祉施設への入居、こういった文言は全く掲載されていない。

このため、解約に関するページにたどり着くためには、さきほどのとおり6回クリックしなければいけない。しかも、たどり着いた先には、「NHKは皆さんの受信料で成り立っています」というような話と、最終的には、「誰も居住しなくなる場合や廃棄などによりテレビがなくなった場合は、NHKにご連絡ください」というような書きぶりになっている。その場所でも具体的解約手続、そして方法、NHKの連絡先、そういったものは全く記載されていないという、一見して不案内な状況になっている。

付け加えると、ホームページに「よくある質問集」というQ&Aのようなものがあるが、こちらの質問集の中にも、事務局で問題意識を持った類型に該当するような、死亡、そして社会福祉施設への入居、こういった場合にどうなるのか、転居した場合どうなるのか

か、そういう疑問に答えるような内容にはなっていないという状況である。

(松尾座長)

例えば、遠い所に実家とは別の家を持っている場合、そのテレビの受信料はどうなるのだろうかなど、みな非常にそれぞれ自分の身近な問題に関わる話でもある。

それについて、6回もクリックしないと出てこないような事項があって、しかもそれが6回目にたどり着いた場合もよく分からない。そういったことというのはどうなのかと。非常に素朴に不信というか、NHKは何を考えているのだろうか。

私の感覚から言っても、一生懸命皆さんやっておられるのに、そういうのがNHKに響いていない訳がないと思う。

しばらく留守にしていたら受信料はどうなるのかとか、そういうことがすぐに見て分かるような形でNHKが対応する、あるいはそのような疑問が生じないようにそもそも契約の相手方に対して、説明の分かりやすいものを配っておくというのも必要と思うが、できていない感じがする。

全体の感じはどうか。

(齋藤委員)

一般の方々にとって分かりにくい、いろいろな問題が出てきている。今回のことについても、少なくとも、説明資料にあるが、視聴者から電話をいただいて、案内しているのが現状だという。

視聴者に対応するセンターがあって、集中的に対応しているのであれば、そこではこういう場合には少なくとも解約できますとか、こういう場合にはこうなるという基準は持って対応しているはずである。そうすると、それをもっと分かりやすい形にする必要がある。事務局からの説明にもあったようなホームページのQ&Aにも出ていないという状況は早急に改善していただく必要があると考える。

(松尾座長)

受信規約及び免除基準について、そもそも、一覧表(資料)の中で、「主な相談の要旨」というのと、「受信規約又は免除基準」、これだけをみると、「受信機を廃止すること等により」と書いてある。普通の人が見て、「廃止する」というのは何か、これ自体、全く分からない。注意書きにして、例えば、壊れただとか、あるいは家を空き家にしてそこに置きっぱなしだとか、3年も使っていないとか書いておいてもらえば、そういうことかなということが分かるのだが。それも一覧表(資料)の説明では分からない状況というわけである。また、6回クリックしても、結局「分からない」というのが回答になってしまう。

何を申し上げているかというのと、受信規約あるいは免除基準というのは、これは内部で分かっていたらよいというものではなくて、受信の契約の相手方が理解できる文言で

書かれていないといけない。

免除基準についても、こういう場合は免除だという、基準自体が素人が見て、つまり一般の視聴者が見て、「分かりました」という理解をしながら、いつも NHK を見ているという状況でないとおかしいのではないかと思う。

この受信規約と免除基準という規定そのものが全くその辺りを念頭においていないのではないか。つまり、ものごとを決めて、外に発表して、それを契約の相手方に知らしめる時に、相手方がこれで理解するかどうかということを念頭においているか。「受信機を廃止すること等」だけを見ても、全然だめではないかなと。

壊れた場合だとか、留守にする場合だとか、長期留守にする場合だとか、そういう場合はどうするのかというのが書いてない。

つまり、このような書きぶりの受信規約自体が問題ではないか。

一つはそういう受信規約や免除基準を NHK を見ている人たちが読んで、「なるほどこういうことですね」という発想で全く書かれていないのではないか。それがこのとおりの典型的な表れで、1行で終わるはずがないのではないか。「受信機を廃止すること等」、この何文字かで表して国民に通じたよというにしては、これはもうとんでもない話ではないかと。誰を相手にこんなもの作っているのかとなる。そこから NHK はやり直してもらわないと。

いろいろな相談の解決を文言だけで済ませてしまうような、「言葉を分かりやすく直せばいいのですか」と、それはそうであるけれども、規定の内容が大丈夫かといったところまでなかなかいかない。

(高橋委員)

放送法の規定があり、第 14 条において、規約について総務大臣の認可がいるとなっている。受信契約、受信料について言及があり、放送法において、第 3 項で総務大臣の認可を受けなければならないとなっている。ということは、総務大臣の考え方というものではないか。NHK だけではなくて、NHK を監督する部局の考えがあるのではないか。

(事務局)

総務大臣の認可が必要となる前提としては、NHK 内部の手続が必要である。

要は、規約の話を取り上げようとする場合、相手には総務大臣も入っている。

(高橋委員)

話合いの対象は、NHK だけではなく、総務大臣にいう話にならないのかという点である。ちなみに、第 64 条の規定ぶりをみると、この条文は、徹底して受信料を取れと言っているような気がする。第 2 項であらかじめ締結した認可を受けた基準によるものでなければ徴収する受信料は免除しないと書いてあり、取れるものは徹底して取れという、そもそもそういう放送法の規定なのではないか。

したがって、NHKの姿勢を正すという話もあるが、放送法そのものの考え方がどうかという話があるのではないかとも思う。重要なのは、NHKの姿勢を正すというのではなくて、法律論をすると、第64条の立て付けそのものがどうかという話ではないかとも思う。

(梶田委員)

放送法第64条1項というのは、「放送を受信することができる受信設備を設置した者は」と書いてあるので、ここに限定がかかっている、ここで、今回いろいろ質問とか視聴者が疑問に思っている点というのは、この部分だろうか。この受信設備を設置した者なのかどうかという点についてのこれが非常に不明確だと。取る方も不明確だが、免除される方も解約する方も不明確だという点がどうもいろいろ疑問点が出ているのではないかという感じもする。

こういうのは放送法だけでは確かに分からない。規約の中で書いているのか。

(高橋委員)

放送法そのものには、解約の規定というのはないのか。

(事務局)

放送法の中では出てこない。それを受けた受信規約の中で出てくるという形である。

(梶田委員)

「設置した者」で読むのか、解約については。設置しているか、していないかというところで、読むのか。

(高橋委員)

停止の概念もない。

設置だけしかなくて、使用の停止という概念そのものも第64条にはない。

(梶田委員)

そのようである。海外にいたりどこかに行って留守にしている場合というのも分からない。

(高橋委員)

社会福祉施設に入っていることだとすると、設置はまだしているので、使用の停止のような話は、第64条の概念の中にはない。

(齋藤委員)

非常に古い法律だから、建て増し旅館のように規約の方で少しずつ変えているところはあるのだろう。

ただ、あまり具体的に書いていないこともあって、いろいろ訴訟も起きて、ここにいう受信設備の中に例えば、ワンセグが入るのかとか、あるいはウィークリー・マンション

ンに設置している場合はどうなるのか、判例を通じて段々に明らかになっている部分もある。

ただ、判例が、放送法と受信規約にストレートに分かりやすい形で適宜に反映されているかという、そうはなっていない状況ではないかと思う。

(松尾座長)

第64条1項でもただし書があって、「放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送等々の多重放送に限り受信することができる」、これも分かりにくい。

これは、設備を設置はしたけれどもいろいろあるということか。

目的があると。放送受信を目的としない受信設備っていうのはあるが。

(齋藤委員)

一般的に販売されているものはNHKが受信できる。訴訟の中ではNHKだけは映らないようにしているのだからこの受信設備に当たらないという主張は時折あったと思う。

ただ、このただし書にストレートに適用になるものにどういうものがあるのか、即座には思い出せない。

なお、ラジオの受信機については、ラジオだけが入るものについては受信料の対象にはならない。

(松尾座長)

放送全般ということになると、かなり、技術的要素も入るのか。

(梶田委員)

これは分かりにくい。現実には、一家に両親と子供が3台持っていたら、これ1台分で済んでいるのか。

(齋藤委員)

それは、同じ住居であれば、世帯ごとのカウントになっているので、1台分となるはずだ。

(梶田委員)

事務所の場合はどうなるのだろうか。

一つの事務所に複数の管理職などがいると。

(事務局)

それは、部屋ごととなっている。

(梶田委員)

一つの会社でも複数の受信機を設置すれば、複数台の受信料を払わなければいけないと。ホテルなどもそのようになっているのか。

(事務局)

ホテルにそれぞれ個室にテレビがあれば、そのようになっている。

(梶田委員)

ホテルもそれぞれの部屋ごとにテレビを設置すれば、部屋ごと、部屋の数だけ払わなければいけないのか。

(松尾座長)

部屋ごとというのは同一の会社内の個別の部屋ということか。

(事務局)

ホテルでそれぞれの個室にテレビがあればその台数に応じた支払となる。

(梶田委員)

局長の部屋と審議官の部屋に1台ずつ置いてれば2台分払わなければならないと。

(松尾座長)

そうするとすごいお金を払うことになる。

(事務局)

今おっしゃっていた事業所の話は、受信規約第2条第2項で明確に書いている。

(齋藤委員)

設置場所ごとにということになっている。

(事務局)

同じ部屋に3台あった場合は多分一つの契約で済む。場所の解釈が問題であって、事業所というのはどうなのだろう。部屋ごとに事業所ということはないのだろうが、例えば、ある建物の中で同じ方が別の企業を運営していた場合、別の部屋で契約は一つでやるってことになるのだろうから現場で相当解釈をしないといけない。

昔は、テレビジョン放送が始まる前にはラジオ放送に受信料を課していた。

(齋藤委員)

そうである。テレビになってから変わった。

現在の受信料というか、今後の受信料についてどのように考えるかというときに、ラジオが無料であるということはどう位置づけるのかという議論もあった。

(事務局)

一番悩ましいのは、受信規約上ははっきりしているのだけれども、第1条第2項に書いている。自動車用受信機といってもカーナビで受信できる。

それをどう考えるのかというところで、今実務がどうなっているのか。

(齋藤委員)

概括的なことになるが、どの家庭の茶の間にも1台はあるという時代から、もはやか

け離れていて、ワンセグやカーナビが受信料の対象になるということについてのいろいろな意見とか、端的に言えば苦情をどう受け止めつつ、他方でインターネット配信という方向にも進むということで、今後の在り方につきいろいろ検討しているのだろう。大きな組織であり、また、総務大臣の認可もあり、予算については国会の承認もあるため、なかなか、機動的には動いてないようにも見える。あくまでも一般論ではあるが。

その中で、一番大事な、視聴者から今日問題提起されているような事柄については、適時の対応をしていただきたい。

(事務局)

ここの内容を整理するということで、今日のご意見を踏まえて、12月までに情報流通行政局にも考えを聞きながら、まずは、解約手続と実際に発見したことがあるので、NHKにもう少しそういったところの姿勢を良くしたらどうかということを行うところからスタートするのでどうか。

(小野委員)

監督省庁の姿勢はどうか。

(事務局)

契約、認可している方はあまりそういうとこまで考えていないのではないかとということで、確かに総務省の姿勢を問うた方がいいかも知れない。

(江利川委員)

こういう苦情というか声が寄せられているのであれば、監督官庁としてもこの声をどう受け止めるかということもあると思うので、どういう提案をするかということと併せて、監督官庁としてはどういう考え方なのかということも報告してもらったらよろしいのかと。

(事務局)

そういう形で引き取らせていただいてよろしいか。

(松尾座長)

少なくとも類型1から類型5というのに対して、NHKとして回答を求めると、どんな回答になるのか聞いておいてもらいたい。

(事務局)

承知した。

(松尾座長)

一般的に生じる問題が典型的に出ているという感じがするので、それをNHKサイドでどういう回答になるのかということを見た方が、分かりやすいのではないかと。これは、姿勢なり、そういう基本的なところに関わる話になってしまうのでNHKに連絡をしておいてもらえないか。

なかなかどこが問題だとかというのが指摘できないぐらい、逆に言うと、非常に広範囲でかつ、国民から見ても無視できない問題ばかりが並んでいると、この推進会議は感じたので、とりあえず模範回答をくださいということではないか。

それでやってみて、また、報告いただいた段階で、皆で議論してみるということとしたい。

(事務局)

承知した。

(松尾座長)

審議案件1は、そのようなことで次回以降に持ち越しとする。

#### 金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一(新規案件)

(松尾座長)

犯罪に対する安全面を重視する立場に立つと警察庁の意見になるし、他方、取引のやりやすさ、あるいは、ある程度の担保はされているのだから、それなりのものができているという立場に立つと、警察庁の意見の内容までは必要ないというような、立場によって考え方が分かれそうな話である。なかなか難しい話であるが、どのように考えられるか。

(高橋委員)

登記事項証明書の交付は、誰が請求することができるのか。

(事務局)

本人(被後見人)、後見人のほか、被後見人の配偶者及び4親等内の親族である。

(齋藤委員)

座長の発言のとおり、両方の立場で考えなければならない。

事務局の調査結果によると、登記事項証明書のみでもよいとしている銀行が2行ある。銀行によって手続がまちまちになっているのがよくないことは理解できる。一方、推進会議での検討の結果、仮に、本人確認をより厳格にすべきということとなると、行政相談委員の意見の趣旨とは異なることにもなるから、手続をより簡便化する方向で統一化するよう図られればと思う。

(梶田委員)

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(以下「リーガルサポート」という。)の見解では、「後見人等が代理権を持つ口座をマネー・ローンダリングなどに利用するとは考えにくい」としている。

一方、警察庁は、平成29年及び30年に規制改革ホットラインにおいて、後見人等が

被後見人の名前を利用して取引を行おうとする場合が想定しうるとしており、リーガルサポートと警察庁の認識が真っ向から異なっているように見受けられる。

このことに関し、リーガルサポートや警察庁から、実際に問題が発生したという事実や、どのような根拠で蓋然性が高いとしている、あるいは低いとしているのかについて、聴取しているか。

(事務局)

不正が行われることに関して、実際にどれだけ想定されるのかについては把握できていない。これらを把握できるかということであれば、警察庁にしろ、リーガルサポートにしろ、データ（根拠）は聞けていないので、確認したい。

(松尾座長)

本人確認を二重にするという根拠の一つとして、警察庁は、後見人が被後見人の名前を利用して取引をすることを挙げている。

一方で、リーガルサポートは、「後見人等が代理権を持つ口座をマネー・ローンダリングなどに利用するとは考えにくい」としている。しかし、このリーガルサポートの意見にある「利用するとは考えにくい」については、本当にそうなのかと疑問が生じてしまう。この意見に基づき、後見人が登記事項証明書のみで手続ができると考えることは、結構自由な意見を許容してしまうことになるのではないかと考える。仮に、マネー・ローンダリングなどに利用することは考えにくいとしても、利用されにくくする対策は講じられているか、という視点は必要と考えられ、「考えにくい」から対策も不要である、と判断するのはどうかと考える。

一般的に、仮に資産を持った被後見人がいるとして、金融機関の口座に多額の預金があるとか、流動性のある資産を持っておられる場合に、それをなんとか適切に運用するというのが現行の制度の前提となる考え方と思うが、ここで本人確認手続の簡便化を図り、悪用できる間口を広げるようなこととなっただけではいかなものか、という議論もあってしかるべきと思う。

無論、後見人の全てが善人で、被後見人に対して配慮が十分に行き届いた者ばかりなら、このような議論をする必要もないのだが、特に、金融に絡む話については、入口を小さくしてチェックするような制度にしておかないと、悪用されるおそれがあるのではないか。

事務局の調査結果では、2行は登記事項証明書のみで本人確認を行っているが、他の銀行では、登記事項証明書の他に、補完となる証明の提示を要求している。このことは、現場がギリギリのところでは悪意に基づく手続を防ぐための措置として行っていると考えられないか。そうすると、悪意を持っている人がすんなりと手続を行うことができないう、被後見人のためにも、登記事項証明書以外の本人確認書類を求め金融機関が多いというのは理解できる。

不法に金銭を入手しようとする者は、制度のすき間をこじ開けてでも行おうとするの

で、安易に手続を簡便化すべきではないというのは一般論であると思われる。

(事務局)

座長のご意見のとおり、「後見人等が代理権を持つ口座をマネー・ローンダリングなどに利用するとは考えにくい」という考え方のみに立って進めていくことは、確かにおかしい。

一方、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）が何を目的に本人確認をしているのかというと、仮に悪用されたとしても、利用した人間が記録されていればいいのではないかと考えられる。登記事項証明書を利用した後見人の場合は、裁判所の審判を経て認められた後見契約があり、登記事項証明書もあるため、誰が悪用したか特定できる。このような観点からすれば、犯収法の目的は達成しているのではないかとと思われる。

もう一つ問題なのは、先ほど高橋委員からも確認があったように、登記事項証明書の交付を請求することができる範囲が 4 親等内の親族等と幅広いことから、後見人ではない者が登記事項証明書を持っていくおそれがあることである。このことについても、登記事項証明書を持ってきた者が、本当に後見人であるとの証明があれば、必ずしも被後見人の住所に転送不要郵便を送付しなくても、犯収法の目的は達成できているのではないかとと思われる。

(梶田委員)

口座を開設する時に、後見人は、自らが登記事項証明書に記載されている後見人であることを証明する書類を見せないと、口座を開設できないという取扱であるのか。

(事務局)

本来的には、犯収法上は、口座を開設する本人の本人確認が必要である。後見制度を利用する場合、口座を開設する本人は被後見人になるが、被後見人についての本人確認について統一されていないとの事務局の調査結果がある。必ずしも後見人の本人確認についても統一されていないのではないかと。

(梶田委員)

誰がマネー・ローンダリングをしたかについて分かるようになっているのか。

(事務局)

登記事項証明書を持ってきた者が後見人であると確認できれば、誰がマネー・ローンダリングをしたか分かることとなる。犯収法は、それ以上のことを求めているものではないのではないかと。

(高橋委員)

規制改革ホットラインにおける警察庁の回答よりも、資料に整理されている事務局が聴取した警察庁の意見の方が、警察庁として十分に検討した上での回答のように見える。

ただし、警察庁は、本人確認について、国際法的な要請から2段階の確認が必要であるとしており、問題になっているのは、被後見人の本人確認についてである。警察庁は、登記事項証明書で証明できないことについて、「交付後の事情の変更が反映されていない」おそれがあるということしか理由にしていらないように思われる。そのような意味では、登記事項証明書が本人確認書類として認められる期間を交付後1か月までとするなど、期間を制限すれば十分なのではないか。

(事務局)

犯収法において、他の本人確認書類が有効とされる期間と同等の期間内であれば認めるという方法もあるかと思う。犯収法上、登記事項証明書は6か月以内のものが認められている。

(高橋委員)

6か月という期間は長すぎるが、変更がないと認められる合理的な期間内でのみ有効であると限定すれば、警察庁の主張する根拠はなくなるのではないか。

(事務局)

推測ではあるが、後見登記されて以降、被後見人が亡くなった場合に、登記は当然に消えるわけではない。亡くなったら、後見人が登記を抹消することを怠っているかということまでを考え始めると、果たして、どこまで後見人を信用できるのか、という視点はあるかもしれないとは思っている。つまり、裁判所によって選任された後見人をどこまで疑うか、という視点である。

(齋藤委員)

登記事項証明書をもって後見人が悪用しようとした場合、登記事項証明書によって、誰が行ったのかのトレースはできる。

他方、座長のご意見にある、後見人と被後見人の間で口座をめぐる問題が起こりうるということについては、それはまた、行政相談委員の方が意見を述べているが、裁判所への定期報告や、司法書士の場合はリーガルサポートへの報告があるので、このような仕組みにより抑制が図られることがある。警察庁には、登記事項証明書のみとした場合でも、このような抑制のための仕組みもあるということと言えるのではないか。

(高橋委員)

死亡の場合のみが、登記事項証明書のみで本人確認書類として認めることのあい路であるのか。

(事務局)

警察庁の回答には含まれていないが、もしかしたらそのような場合があるのではないか。

(高橋委員)

架空名義の口座を作れてしまうということか。

(事務局)

本件は、口座開設の問題。亡くなった人の口座を開設するといった架空口座の開設は、完全な犯罪行為であり、犯収法上の問題ではないのではないか。

(松尾座長)

このような亡くなった人の口座開設は、一般的な犯罪対策の中で考える話であり、そのようなことをさせないための仕組みを作るとするのは、逆に弊害が出るかもしれない。

(事務局)

この場合でも、後見人の本人確認をしていれば、誰が何をしたかは分かるので問題はないと思う。

本件については、登記事項証明書のみで認めることについて、慎重に検討した方がよいとのご意見もある。

一方で、登記事項証明書のみでは認められないとする警察庁の見解は、最後の1文(「登記事項証明書が、交付後の事情変更を反映していない場合があり得ることを勘案すれば、依然として顧客と現に取引の任に当たっている者双方の本人確認を行う必要があると考える。」)だけではないのかというご意見もある。警察庁の見解について、検討すべきは本当に最後の1文だけなのか、現に生じる問題があるのかないのか。

リーガルサポートが、「後見人等が代理権を持つ口座をマネー・ローンダリングなどに利用するとは考えにくい」としている見解について、「利用するとは考えにくい」とは言い切れないのかもしれないが、警察庁の意見も、どれだけの蓋然性があるのかが分からない。

これらについて、警察庁等に対して、推進会議において議論した中で生じた疑問として補足確認を行い、その結果をご報告した上で改めてご判断いただくということで、いかがか。

(松尾座長)

結構である。

#### 後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収(前回付議案件)

(松尾座長)

本件は、東京など都市部に住んでいる者にとっては負担を感じない手続であっても、離島などの地方部に住む者にとっては負担に感じるということを踏まえると、負担軽減について前向きに検討することは必要と考えられる。

一方、被保険者の負担軽減を図る方策が、地方公共団体に負担をかけることにならないかという視点もあると考えられ、こういった視点も踏まえて、ご議論をいただきたい。

(齋藤委員)

地域によっては、高齢者が郵便局や銀行に出向きづらいという状況もあると思われる。被保険者にとって負担なく口座振替を申し込むことができ、それが市町村にとっても負担が大きくなり、また実際に実施されている市町村もある方策があるのであれば、厚生労働省において、その方策を広めるという方向に改善が図られるといい。

(事務局)

座長の冒頭のご発言にある、このあっせん案を行った場合の副作用、すなわち、このあっせん案を実施した場合に地方公共団体にどのような影響が生じるのか、といった点については、既に、このあっせん案にある取扱を行っている地方公共団体では、後期高齢者医療制度の被保険者証を送付する際に、口座振替の申込書を同封し、被保険者が75歳に到達する前までに送付している。

また、他市町村においても、被保険者が75歳に到達する前までには被保険者証を被保険者に事前に送付している。

このことを踏まえると、後期高齢者医療制度の被保険者証と同封して口座振替の申込書を送付する取扱とすれば、市区町村は新たな費用負担なく対応できるのではないかと考えている。

(松尾座長)

市町村は、口座振替の申込書を送付する際に、なぜ口座振替の申込書の提出が必要なのかを説明しているのか。

(事務局)

口座振替の申込書と併せて送付する書類の中で、後期高齢者医療保険制度に加入後の時期は特別徴収による保険料徴収ができないことから、普通徴収により保険料を徴収することとなる旨を説明している。

(松尾座長)

被保険者にとっては、保険料の口座振替の申込書が届いても、なぜこの時期に改めて口座振替の申込が必要なのか分からないことも想定される。

後期高齢者医療制度の被保険者となった際に、なぜこの時期に口座振替の申込書を改めて提出する必要があるのか、加入する医療保険制度が国民健康保険から後期高齢者医療制度に切り替わることとの関連も含めて被保険者に分かりやすく説明することを併せて求める必要があるのではないかと。

(事務局)

これまでも、市町村は、被保険者となった後半年程度の期間は、普通徴収による保険料徴収となることをあらかじめ被保険者に事前に説明する必要があった。

このことを踏まえると、このあっせん案が実施された場合、市町村が被保険者に説明

する内容に変化が生じるとは想定されるが、市町村が被保険者に「説明する」こと自体は、これまでも行っていることであり、新たに実施する必要が生じる、ということではないのではないかと考えられる。

(松尾座長)

口座振替の申込書を改めて提出する必要について、被保険者に分かりやすく説明することは必要であるが、このような取扱いが行われれば、被保険者は郵送のみで口座振替を申し込むことができるようになり、非常に便利になる。

(小野委員)

口座振替を希望しない場合は納付書により保険料を納付できるという選択肢もあることを含めて、被保険者の立場に立った分かりやすい説明を行うのであれば、このあっせん案は、地域的な事情により生じる保険料納付や手続の負担を軽減できる方策であると考えられ、被保険者と市町村の双方にとってプラスとなる内容ではないか。

(松尾座長)

このようなあっせん案を行うことは問題ないと思うが、なぜこの時点で口座振替の申込が必要なのかを被保険者に分かりやすく説明し、被保険者に誤解を与えないように対応することが必要と考えられる。高齢者の立場で考えると、お金や口座といったことに関係する話は身構えてしまうと思われる。このことに配慮しながら、口座振替を利用しやすいように対応していくことができれば、被保険者にとって良い改善となると考えられる。

(高橋委員)

あっせん案の参考とした市町村の事例では、被保険者は口座振替の申込書を市町村に送付し、市町村は送付を受けた口座振替の申込書を各金融機関に転送している。

このことを踏まえると、市町村がこのあっせん案のとおり実施した場合、新たな費用負担は生じないとしても、現在の取扱いよりも「口座振替の申込書を各金融機関に転送」するという事務は増える。

地方分権の視点で考えると、厚生労働省にあっせんする際には、市町村に、このような取扱いを「周知」するよう求めることとし、取扱いを採用するかどうかは市町村が判断できる形にしておくことがよいのではないか。

(事務局)

本件については、本日の議論を踏まえ、事務局であっせん文案を作成し、座長にご確認いただいたうえで、厚生労働省との間で本件についてあっせんする方向で調整していくということ進めてよろしいか。

(松尾座長)

よろしい。その方向で進めていただきたい。

以 上